

八戸中央青果株式会社と国立大学法人弘前大学との
連携協力に関する協定書

八戸中央青果株式会社（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携協力する。

- (1) 地域農林水産業の振興に関すること。
- (2) 生鮮食料品の安定供給体制構築に関すること。
- (3) 食育及び健康増進に関すること。
- (4) 食品ロス削減及び循環型社会形成に関すること。
- (5) 気候変動対策及び環境負荷低減・脱炭素化に関すること。
- (6) 地域防災に関すること。
- (7) ダイバーシティ推進、人財育成及び学生支援に関すること。
- (8) DX 推進及びデータ利活用に関すること。
- (9) 地域社会への貢献活動に関すること。
- (10) その他、前条の目的達成に必要と認める事項に関すること。

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立した時に終了する。

（その他）

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 8年 7月17日

甲 八戸中央青果株式会社
代表取締役社長

乙 国立大学法人弘前大学長

春日慎一

福田真作